

「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという詐欺電話に注意！！

「入居権」を譲ってほしいという電話は詐欺です！不審な電話に出るとさまざまな人物が登場し、お金を支払わせようとしてきます。

例えばこんなことを言うてくる！

- ・あなたは老人ホームに入居できる権利を持っている。権利が不要なら他の人に譲って。
- ・権利を譲るためにお金を振り込む必要がある。
- ・あなたの名義で申し込みをするので一度あなたがお金を支払う必要がある。
- ・名義貸しは罪に問われる。
- ・警察に相談すると大変なことになる。



トラブルに遭わないためのポイント！

- ・留守番電話機能や発信者番号表示機能を活用して心当たりのない電話には出ないようにしましょう。
- ・電話に出てしまっても、絶対にお金は払わないでください。すぐに警察、家族・友人、消費生活相談窓口等に相談しましょう。

！ いったん払ったお金は、絶対に返金されません！！

智頭町消費生活相談窓口

☎71-0059 / 平日 午前9時～午後4時
[面談] 総合センター 相談室 毎週水金曜日

第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求が始まりました

令和7年4月1日から戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十二回特別弔慰金)の請求受付を行っています。

第十二回特別弔慰金は令和8年4月15日から償還が始まります。国債発行には手続きから、半年から1年程度かかります。

事前確認してください

請求者によって提出していただく内容が異なります。必要事項について事前に問合せをしていただくと手続きがスムーズです。

[予約電話番号] 智頭町福祉事務所 ☎75-4102

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金とは

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に支給するもの。

支給内容

額面27.5万円 5年償還の記名国債

支給対象者

- ・弔慰金受給権者
- ・戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、戦没者等と一年以上生計を有していた三親等内の親族(甥、姪、兄弟の配偶者等)

※支給できる順位があります。 ※遺族の代表者一人が受け取るものです。

請求期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

請求受付窓口・問合せ先

智頭町保健センター「ほのぼの」内
智頭町福祉事務所 ☎75-4102